

◀別表▶

ヒューマンライフケア大野城の宿

料金表

[小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護]

等級	6級地	地域加算	10.33
----	-----	------	-------

介護度	算定単位	単位数	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
小規模多機能型居宅介護費					
要支援1	／月	3450単位	3,564円	7,128円	10,692円
要支援2		6972単位	7,202円	14,404円	21,606円
要介護1		10458単位	10,804円	21,607円	32,410円
要介護2		15370単位	15,878円	31,755円	47,632円
要介護3		22359単位	23,097円	46,194円	69,291円
要介護4		24677単位	25,492円	50,983円	76,474円
要介護5		27209単位	28,107円	56,214円	84,321円
短期利用居宅介護費					
要支援1	／日	424単位	438円	876円	1,314円
要支援2		531単位	549円	1,097円	1,646円
要介護1		572単位	591円	1,182円	1,773円
要介護2		640単位	662円	1,323円	1,984円
要介護3		709単位	733円	1,465円	2,197円
要介護4		777単位	803円	1,606円	2,408円
要介護5		843単位	871円	1,742円	2,613円

介護保険外費用	1回あたりの利用料、備考		
宿泊費(非課税)	2,800円	※生活保護受給者は1,000円となります。	
食材料費 (非課税)	朝食 : 200円	昼食 : 550円	キャンセルの場合は前日の 18時までにお申し出ください。
	夕食 : 450円	おやつ代 : -	
その他	利用者が必要とするものは実費となります。		

◀次ページもご覧ください▶

加算項目、備考	算定 単位	単位数	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	／日	30単位	31円	62円	93円
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	／月	1200単位	1,240円	2,480円	3,719円
若年性認知症利用者受入加算	／月	800単位	827円	1,653円	2,480円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	／月	100単位	104円	207円	310円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	／月	200単位	207円	414円	620円
口腔・栄養スクリーニング加算	／回	20単位	21円	42円	62円
科学的介護推進体制加算	／月	40単位	42円	83円	124円
認知症加算(Ⅱ) 要介護のみ	／月	890単位	920円	1,839円	2,758円
認知症加算(Ⅲ) 要介護のみ	／月	760単位	785円	1,570円	2,355円
認知症加算(Ⅳ) 要介護のみ	／月	460単位	476円	951円	1,426円
看護職員配置加算(Ⅰ) 要介護のみ	／月	900単位	930円	1,860円	2,790円
訪問体制強化加算 要介護のみ	／月	1000単位	1,033円	2,066円	3,099円
認知症行動・心理症状 緊急対応加算 短期利用の場合	／日	200単位	207円	414円	620円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	／月	750単位	775円	1,550円	2,325円
〃 短期利用の場合	／日	25単位	26円	52円	78円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)□	／月	所定単位数の 186/1000 加算			

- ※ 定員超過の場合または、従業員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じた単位数で算定します。
- ※ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。
- ※ 身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。
- ※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定および当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。
- ※ 自己負担額の該当する割合は、保険者が発行する負担割合証に基づきご請求いたします。なお、有効期間内に割合変更があった場合、当該月の翌月初日付の変更でご請求いたします。(ただし、給付制限対象者については3割負担が優先されます。)
- ※ 短期利用の場合において、あらかじめ7日以内(やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めるものとします。
- ※ 短期利用の場合において、事業所の通い・訪問・宿泊サービスの算定月の提供回数が、利用者1人あたりの平均回数が、概ね週4回に満たない場合は、ご利用いただけません。
- ※ 短期利用以外の場合において、通い・訪問・宿泊サービスの算定月の提供回数が、利用者1人あたりの平均回数が、概ね週4回に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じた単位数で算定します。
- ※ 短期利用以外の場合において、利用料金は1カ月ごとの定額制です。介護(予防)サービス計画において位置づけられた支給区分によって決まります。利用者の体調不良や状態の改善等により、サービスの利用が少なかった場合または多かった場合でも、日割りでの割引・増額はいたしません。ただし、次の場合については、日割り計算(上記の料金を、30.4で除した1日あたりの料金を基に計算)を行い、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
〔日割り計算を行う場合〕
- ・月の途中に、ご利用を開始した場合(起算日から月末までの期間)又は終了した場合(月初日から起算日までの期間)
- ・月の途中に、要介護から要支援に又は要支援から要介護変更となった場合
- ・同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合